

福岡県公報

令和 3 年 5 月 14 日
第 199 号

目 次

告 示 (第534号 - 第552号)

○指定代理納付者の指定	(行政経営企画課)	2
○指定代理納付者の指定	(行政経営企画課)	2
○地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定	(障がい福祉課)	2
○地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定	(障がい福祉課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について	(都市計画課)	5
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について	(都市計画課)	5
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく		

区域指定について	(都市計画課)	6
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について	(都市計画課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○救急病院の認定	(医療指導課)	7
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の就任〔退任〕	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	16
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	17
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	18
○落札者等の公示	(税 務 課)	18
○落札者等の公示	(税 務 課)	19
○落札者等の公示	(税 務 課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○地方卸売市場の認定事項の変更に係る認定	(園芸振興課)	20
○落札者等の公示	(県営住宅課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○落札者等の公示	(市町村支援課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○建築士法第9条第3項に基づく免許の取消し	(建築指導課)	22

教育委員会

- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) ……………22
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) ……………22
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) ……………22

選挙管理委員会

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (市町村支援課) ……………23

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………24
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………28

告 示

福岡県告示第534号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
 - (1) 名称
株式会社ジェーシービー
 - (2) 所在地
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 2 指定した日
令和3年3月29日
- 3 指定期間
令和3年3月29日から令和3年3月31日まで
- 4 対象となる歳入
公文書館施設使用料及び歴史公文書等複写手数料

福岡県告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
 - (1) 名称
トヨタファイナンス株式会社
 - (2) 所在地
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
- 2 指定した日
令和3年3月29日
- 3 指定期間
令和3年3月29日から令和3年3月31日まで
- 4 対象となる歳入
公文書館施設使用料及び歴史公文書等複写手数料

福岡県告示第536号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
 - (1) 名称
株式会社ジェーシービー
 - (2) 所在地
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

福岡県こども療育センター新光園の使用料

福岡県告示第537号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

福岡県こども療育センター新光園の使用料

福岡県告示第538号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成7年2月20日農林水産省告示第269号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 西 秀雄

(2) 住所 福岡市東区香椎二丁目31番12号

2 契約の期間の始期

令和3年4月16日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めると

きは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

福岡県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	386号	前	朝倉郡筑前町篠隈117番72先から 朝倉郡筑前町篠隈184番1先まで	8.6 ～ 18.3	494.3
			後	朝倉郡筑前町篠隈117番72先から 朝倉郡筑前町篠隈184番1先まで	11.7 ～ 30.1	494.3

福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

久留米	県道	北川内 草 野 線	前	久留米市草野町草野989番1先から 久留米市草野町草野988番2先まで	5.5 ～ 5.5	9.0
			後	久留米市草野町草野989番1先から 久留米市草野町草野988番2先まで	15.4 ～ 15.9	9.0

福岡県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	北川内 草 野 線	前	久留米市草野町吉木2735番32先から 久留米市草野町吉木2735番29先まで	5.5 ～ 5.5	7.0
			後	久留米市草野町吉木2735番32先から 久留米市草野町吉木2735番29先まで	5.5 ～ 24.7	7.0

福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	北川内 草 野 線	前	久留米市草野町草野1059番先から 久留米市草野町草野1065番1先まで	6.2 ～ 9.3	46.0
			後	久留米市草野町草野1059番先から 久留米市草野町草野1065番1先まで	24.7 ～ 34.4	

福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮 羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部3633番1先から 八女市矢部村北矢部3930番1先まで	3.2 ～ 50.1	805.0
			後	八女市矢部村北矢部3633番1先から 八女市矢部村北矢部3930番1先まで	6.6 ～ 58.0	

福岡県告示第545号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び

小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市新島地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市三沢及び力武の一部

福岡県告示第546号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市下岩田地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市下岩田、松崎及び稲吉の一部

福岡県告示第547号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市大原地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市小郡及び三沢の一部

福岡県告示第548号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市大板井地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市大板井の一部

福岡県告示第549号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市福童地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市福童の一部

福岡県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	9.0 ～ 30.6	2,372.0
			前	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	26.0 ～ 97.0	2,287.2
			後	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	9.0 ～ 30.6	2,372.0
			後	糟屋郡久山町大字山田3011番3先から 糟屋郡新宮町大字的野737番31先まで	26.0 ～ 101.0	2,287.2

福岡県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県道	八 女 香 春 線	前	八女市長野1824番1先から 八女市上陽町北川内18番1先まで	5.7 ～ 21.2	412.7
			後	八女市長野1824番1先から 八女市上陽町北川内18番1先まで	6.6 ～ 56.4	412.7

福岡県告示第552号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
地方独立行政法人芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-7	令和3年3月1日から 令和6年2月29日まで
福岡市立こども病院	福岡市東区香椎照葉5-1-1	令和3年3月9日から 令和6年3月8日まで
水北第一病院	遠賀郡水巻町吉田西3-13-13	
飯塚市立病院	飯塚市弁分633-1	令和3年3月28日から 令和6年3月27日まで
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	
医療法人佐田厚生会佐田病院	福岡市中央区渡辺通2-4-28	
福岡大学西新病院	福岡市早良区祖原15-7	

医療法人南川整形外科病院	福岡市西区姪の浜4-14-17	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
井上病院	糸島市波多江699-1	
浪江堂三野原病院	糟屋郡篠栗町大字金出3553	
栄光病院	糟屋郡志免町別府西3-8-15	
宗像水光会総合病院	福津市日蔭野5-7-1	
嶋田病院	小郡市小郡217-1	
嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田1237	
社会医療法人陽明会小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・ 放置駐車違反管理システム機器等賃貸借
- ・ 県民コミュニケーションシステム用通信回線機器（増設分）賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和3年6月2日(水曜日)までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
 放置駐車違反管理システム機器等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間
 令和4年2月1日から令和10年1月31日までの間
- (4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年6月23日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2243
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和3年5月14日（金曜日）から令和3年6月22日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年6月23日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時

令和3年6月24日（木曜日）午前11時00分

- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter

A lease contract for computers and other devices that are going to be used for a system administering with parking violations or such violations as leaving vehicles without a driver in No-Stopping/No-Standing/No-Parking areas

- (2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on June 23, 2021

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名

県民コミュニケーションシステム用通信回線機器（増設分）賃貸借契約

- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間

令和3年9月1日から令和10年8月31日までの間

- (4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年6月23日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年5月14日（金曜日）から令和3年6月22日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年6月23日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和3年6月24日（木曜日）午前11時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for communications equipment and devices for the Communications System with Residents

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on June 23, 2021

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字才木1265番92の一部、1265番112、1265番113、1267番1、1267番2、1267番13、1267番15及び1268番2並びにこれらの区域内にある道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市筑紫町180番地
有限会社 新興社
代表取締役 下川 暢洋

公告

大村青畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
山中 健嗣	豊前市大字大村1506番地4

上野 守	豊前市大字大村1574番地1
後小路 克	豊前市大字大村1857番地1
清原 三春	豊前市大字大村1833番地3
井上 稔	豊前市大字大村992番地2
谷中 隆之	豊前市大字大村320番地
山中 猛	豊前市大字青畑667番地

2 退任監事

氏名	住所
川崎 彦信	豊前市大字大村1853番地
谷口 信孝	豊前市大字八屋1676番地3 旭マンション601号

3 就任理事

氏名	住所
山中 健嗣	豊前市大字大村1506番地4
上野 守	豊前市大字大村1574番地1
後小路 克	豊前市大字大村1857番地1
清原 三春	豊前市大字大村1833番地3
井上 稔	豊前市大字大村992番地2
谷中 隆之	豊前市大字大村320番地
山中 猛	豊前市大字青畑667番地

4 就任監事

氏名	住所
川崎 彦信	豊前市大字大村1853番地
谷口 信孝	豊前市大字八屋1676番地3 旭マンション601号
安部 征雄	豊前市大字大村2287番地4

公告

小郡土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏名	住所
田中 武明	小郡市力武1099番地1

公告

山田堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏名	住所
師岡 義彦	朝倉市大庭3930番地1

2 就任監事

氏名	住所
鶴田 健児	朝倉市大庭4048番地

公告

大川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
龍 忠生	大川市大字一木838番地3
坂井 健一	大川市大字一木1222番地1の2
竜 政則	大川市大字新田409番地1
龍 和久	大川市大字新田495番地
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地1
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
古賀 茂徳	大川市大字新田840番地2
木原 敏男	柳川市間481番地

2 退任監事

氏名	住所
龍 一彌	大川市大字新田204番地1
山口 隆文	大川市大字新田537番地1
高田 隆治	柳川市間356番地

3 就任理事

氏名	住所
山口 浩康	大川市大字新田179番地3
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
龍 博光	大川市大字新田332番地1
坂井 健一	大川市大字一木1222番地1の2
龍 秀實	大川市大字新田784番地1の1,785番地1
山口 久志	大川市大字新田172番地3
竜 政則	大川市大字新田409番地1

龍 和久	大川市大字新田495番地
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
木原 敏男	柳川市間481番地

4 就任監事

氏 名	住 所
龍 一彌	大川市大字新田204番地 1
山口 隆文	大川市大字新田537番地 1
高田 隆治	柳川市間356番地

公告

糸島市二丈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
古川 宏和	糸島市二丈石崎117番地
有富 治三	糸島市二丈松国86番地
青木 勉	糸島市神在東四丁目 3 番12号
納富 栄二	糸島市二丈田中89番地
重 正善	糸島市二丈深江2229番地
田中 英治	糸島市二丈松末1522番地
立藤 幸隆	糸島市二丈吉井3979番地 1
吉村 秀一	糸島市二丈福井2757番地
吉丸 政治	糸島市二丈福井2134番地 3

山田 晴幸	佐賀県唐津市浜玉町大江86番地
石井 徳雄	糸島市二丈吉井1944番地

2 退任監事

氏 名	住 所
有田 隼人	糸島市二丈一貴山602番地
古川 美憲	糸島市二丈松末561番地
森田 英則	糸島市二丈福井4535番地

3 就任理事

氏 名	住 所
福嶋 利明	糸島市二丈長石285番地
青木 勉	糸島市神在東四丁目 3 番12号
古川 卓郎	糸島市二丈上深江133番地
重 正善	糸島市二丈深江2229番地
田中 満治	糸島市二丈松末1390番地
吉住 敏久	糸島市二丈吉井997番地 1
森田 英則	糸島市二丈福井4535番地
山田 晴幸	佐賀県唐津市浜玉町大江86番地
吉住 圭樹	糸島市二丈吉井1364番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
鳥巢 貴之	糸島市二丈武509番地
吉村 和将	糸島市二丈福井2732番地1
古川 美憲	糸島市二丈松末561番地

公告

大川紅粉屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
井口 四郎	大川市大字紅粉屋454番地 2
井口 幸二	大川市大字紅粉屋281番地
井口 幸吉	大川市大字紅粉屋303番地 1
横田 博文	大川市大字一木457番地 5
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
山口 豊彦	大川市大字新田359番地 1
龍 勉	大川市大字紅粉屋350番地 3
井口 勉	大川市大字紅粉屋296番地
井口 克行	大川市大字紅粉屋156番地
梅崎 弘明	大川市大字紅粉屋644番地 3
山田 幸春	大川市大字紅粉屋460番地 2
梅崎 和弘	柳川市七ツ家487番地
乗富 日登士	柳川市間1629番地 1
本木 啓司	柳川市間1618番地 1

2 退任監事

氏名	住所
----	----

山田 光昭	大川市大字紅粉屋700番地
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
江崎 鉄舟	大川市大字紅粉屋406番地 2

3 就任理事

氏名	住所
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
井口 四郎	大川市大字紅粉屋454番地 2
山田 幸春	大川市大字紅粉屋460番地 2
井口 正信	大川市大字紅粉屋244番地 1
井口 義信	柳川市七ツ家511番地 5
梶島 恭平	大川市大字一木1307番地
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
山口 豊彦	大川市大字新田359番地 1
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
龍 幹	大川市大字新田1368番地
井口 賢信	大川市大字紅粉屋304番地 1
松本 学	大川市大字紅粉屋310番地 1
山田 和芳	大川市大字紅粉屋291番地 2
梅崎 隆利	大川市大字紅粉屋438番地 1
梅崎 武秀	柳川市七ツ家684番地 2
梅崎 眞博	柳川市七ツ家540番地 4
乗富 日登士	柳川市間1629番地 1
本木 啓司	柳川市間1618番地 1

4 就任監事

氏名	住所
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地1
井口 信昭	大川市大字紅粉屋160番地1
梅崎 弘明	大川市大字紅粉屋644番地3

公告

伊方土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地1
原田 武則	田川郡福智町伊方1904番地3
長尾 學禧	田川郡福智町伊方975番地
松村 昌男	田川郡福智町伊方910番地
高津 康則	田川郡福智町伊方1191番地1
高津 寛	田川郡福智町伊方539番地1
仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地2
朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
朝部 睦輝	田川郡福智町伊方2193番地
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地2
久富 憲英	田川郡福智町伊方4074番地1

2 退任監事

氏名	住所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地1
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地

3 就任理事

氏名	住所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地1
原田 武則	田川郡福智町伊方1904番地3
長尾 學禧	田川郡福智町伊方975番地
松村 昌男	田川郡福智町伊方910番地
高津 康則	田川郡福智町伊方1191番地1
高津 寛	田川郡福智町伊方539番地1
仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地2
朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
朝部 睦輝	田川郡福智町伊方2193番地
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地2
久富 憲英	田川郡福智町伊方4074番地1

4 就任監事

氏名	住所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地1
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
令和3年度福岡県自動車税種別割納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
トッパン・フォームズ株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,791,988円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称

自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）申告受付等に係る業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福岡県自動車販売店協会
 - (2) 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
199,572,780円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務電算処理システム運用管理等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社BCC

(2) 住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

57,640,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町江浦町字江浦町322番1及び323番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市小浜町68番地1 電化小浜アパート2号棟404号

前原 成史

公告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、令和3年5月3日付けで次のように地方卸売市場の変更を認定したので、同法第13条第6項の規定により公示する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目
飯塚市	飯塚市新立岩5番5号	飯塚市地方卸売市場	飯塚市有安958番地18	青果・花き

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

新福岡県営住宅総合管理システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

44,474,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(ii)及び(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（2工区）宗像市桜美台35番7、35番12、35番16から35番33まで、36番1、36番2、36番5から36番15まで、6番10から6番13まで、1775番3、1775番4及び1027番15並びに赤間一丁目44番1から44番6まで、48番3から48番12まで及び76番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9-1

株式会社 海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務

数量 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部市町村支援課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

地方公共団体情報システム機構

(2) 住所

東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

95,417,018円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市上白川町二丁目222番2、223番1から223番5まで、224番1、224番2、235番1から235番3、320番2から320番4まで及び325番2から325番6まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市上白川町二丁目325番地

株式会社福山建設

代表取締役 福山 俊明

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和3年5月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和3年4月28日	横尾 勝美	8134	死亡

教育委員会

福岡県教育委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県教育委員会

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県教育委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県教育委員会

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月14日

福岡県教育委員会

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

(2) 所在地

東京都千代田区神田小川町三丁目1番地

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第81号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年5月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

（政党以外のその他の政治団体）

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
天野かくたか後援会	天野 嘉久孝	天野 眞美子	福岡県大野城市上大利3-9-13
石橋たかひさ後援会	石橋 隆久	井口 定美	福岡県大川市向島288-3
今田勝正後援会	今田 勝正	寺脇 美代子	福岡県遠賀郡芦屋町幸町6-2
おおくほひろあき後援会	大窪 浩章	郡司掛 友世	福岡県糟屋郡志免町志免中央2-3-14
おおくま博文後援会	大熊 博文	大熊 雅恵	福岡県久留米市田主丸町上原102-1

柏木大道後援会	柏木 大道	柏木 大道	福岡県福岡市南区井尻5-4-13
かわむら好浩後援会	田代 健志	江口 奈保巳	福岡県柳川市三橋町蒲船津203-5
桑鶴和則後援会	桑鶴 和則	高瀬 祥史	福岡県北九州市若松区高須南1-13-20
高口たくみ後援会	高口 拓巳	天本 智恵子	福岡県大野城市筒井1-20-16-402
小松新一後援会	小松 盛忠	小松 礼子	福岡県田川郡香春町大字柿下423
小柳ひでき後援会	安河内 正	川鶴 真希	福岡県糟屋郡志免町南里3-12-30
こんどう進也後援会「むぎの会」	近藤 進也	近藤 進也	福岡県遠賀郡水巻町頃末北3-3-39
坂口たかふみ後援会	坂口 孝文	坂口 孝文	福岡県みやま市高田町上楠田2284
さきやま恵子後援会	松藤 政春	井形 恭子	福岡県大牟田市東新町2-2-3
信田博見後援会	篠田 孝夫	信田 由美子	福岡県築上郡築上町大字越路1004-12
関健児後援会	関 健児	馬場 眞知子	福岡県うきは市浮羽町朝田834-2
武内幸次郎後援会	定野 篤	武内 三男	福岡県京都郡苅田町上片島2222-2
田原むねのり後援会	内藤 慎吾	田原 安美	福岡県築上郡築上町大字越路1173-2
中島ひでき後援会	中島 秀樹	中島 香織	福岡県朝倉市桑原350
のがみ順子後援会	吉村 解枝	原野 志乃	福岡県糟屋郡志免町志免2-12-18さんわ荘103
ひろかわまちをマトモにする会	小山 慎一郎	小山 慎一郎	福岡県八女郡広川町大字新代1419-49-102号
福岡県商工政治連盟筑紫野市支部	高野 徳美	矢ヶ部 信一	福岡県筑紫野市湯町三丁目2-5
福崎トビオ後援会	福崎 智之	福崎 愛佳	福岡県古賀市天神1-1-7
丸山たくじ後援会	丸山 卓嗣	久保 崇浩	福岡県糟屋郡志免町吉原515-3

森上晋平後援会	森上 晋平	森上 晋平	福岡県福津市福岡南3-2-33
師岡よしみ後援会	師岡 愛美	師岡 知弘	福岡県朝倉市大庭4344
横尾秋洋後援会	横尾 秋洋	横尾 和洋	福岡県筑紫野市原田8-11-5 レジデンス原田106号
吉原ひでき後援会	吉原 秀樹	柏木 栄二	福岡県築上郡築上町大字松丸182-2

監査委員

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月14日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	長 裕 海

3 行経第82号
令和3年4月15日

福岡県監査委員 藤山泰殿
同 世利三殿
同 森洋介殿
同 長裕一海殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき、次とおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり ・県民生活部 スポーツ局 スポーツ振興課	資金前渡により支払われた その他需用費（資料代）につ いて、精算書により精算すべ きところ、これを行っていない かった。	令和2年9月18日に精算書を作 成し精算した。 局として、本件について、10月 30日に局内全職員に対して以下の 留意点を示した文書を回覧し、事務 を適正に行うよう指導した。 ・資金前渡職員は、支払を終了した 日の翌日から起算して5日以内に 精算する必要があること。 ・月の末日に、支払情報内容一覧 表、支出負担行為決議書兼支出命 令書、精算書等と前渡資金を照合 の上、一覧表に支出命令者の照合 印を押印する必要があること。 また、監査における指摘事項等及 びその対応策については、例規フア イルとして整理し、全職員が閲覧で きるようにするとともに、課、局と して確実に引継を実施することによ り、再発防止を図ることとした。 部としても、部内全所属に対し、 令和2年11月11日付社会活動推 進課長通知を发出し、本指摘事項に ついて注意を促すとともに、会計事 務に当たっては、公金を扱う責任を 自覚して、その関係規定を確認し、 再発防止に努めるよう指示した。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	<p>雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて399,000円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、産業廃棄物処理業者に対する平時の監視業務を担当している保健福祉環境事務所とともに、監視指導課職員も立入検査や報告徴収による事業場の監視や諸書類の検査等の確認を行う機会を設け、対応を強化した。</p> <p>また、継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。</p>
保健医療介護部	<p>公有財産の修繕等の支出について、契約書に支払期限の定めがある場合は請求書受理日から30日以内、契約書を省略している場合は請求日から15日以内に代金を支払うべきところ、支払いが遅延しているものが多数あった。</p>	<p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律の内容について、課長から令和2年7月末に行った係長以上が出席する会議を通じて、今後は支払遅延を生じさせないよう課全職員に指導した。</p> <p>支払計画表等を作成し、起案者、副任、係長が支払いに遅延がないか確実に内容を確認するよう再徹底することとした。</p> <p>課長補佐以上も決裁時に請求書の受領日や支出版命書の日付などを見て、遅延がないか確認することとした。</p> <p>加えて、内部統制制度による、財務事務見える化リスト及びリスク評価シート等による課内業務の管理を徹底することとした。</p> <p>部としても、部内全所属に対し、令和3年1月6日付保健医療介護総務課長通知を發出し、本注意事項を踏まえ、再発防止に努めるよう指導した。</p>

<p>建築都市部</p>	<p>資金前渡により支払われたその他役務費（ごみ焼却手数料）について、焼却処分の延期を決定した日の翌日から起算して5日以内に精算し、返納の手続を行わなければならない。これを支払うべきところ、これを支払わず、延期後の焼却処分の日に支払い、精算を行った。</p>	<p>今後は、随時指定の資金前渡職員を指定する際、支払予定日の翌日から起算して5日以内に精算するよう指導することとした。 また、支払予定日における支払の有無を確認し、支払予定日が延期になった場合においても、精算手続を求めるところを徹底することとした。</p>
<p>総務部</p>	<p>公印規程に定める職印（2点）について、備品登録すべきところ、これを行っていないかかった。</p>	<p>全ての公印と一般備品管理一覧表の登録内容を照合確認の上、備品登録漏れを速やかに是正すべく必要な登録を行うとともに、不要な登録の抹消の手続を行った。 また、同表に登録がある公印は、備品登録済であることが分かるよう、管理ラベルを印箱等に貼付した。 さらに、毎年4月に、公印と同表の照合・確認を徹底し行うこととした。 加えて、他部においても同様の事案が生じていることから、公印管理の所管課として、令和2年12月に公印の適正な管理について各所属長あてに通知を發出し、周知徹底を図った。</p>

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月14日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	長裕海

3 教財第52号
令和3年4月12日

福岡県監査委員	藤山	藤山	三	様
同	世利	泰洋	介	様
同	森	行	一	様
同	長	裕	海	様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて43,676,980円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少してきていることから、引き続き以下の取組を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。 2 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と翌年2月には、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響（以下「感染症の影響」という。）により、夕方等に行っている戸別訪問を電話督促に切り替えているが、収束後に訪問を行う予定である。 3 長期滞納者に対しては、改めて状況を認識させ、返還を意識付けさせるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。 4 県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による日中の戸別訪問を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> なお、令和2年度は、感染症の影響により、訪問日を縮減せざるを得なかったが、収束後には、従来どおり実施する予定である。 <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>